

# 保護者の皆様へ

幼稚園に入園が決まったら、次の手続きが必要です。

## ● 支給認定の手続きについて ●

子ども・子育て支援新制度とは

- 平成24年8月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」ができました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から全国的にスタートしました。

～新制度の目的と主な内容～

- ① 幼稚園・保育園・認定子ども園を通じた共通の給付体制が創設され、質の高い教育・保育を総合的に提供します。
- ② 保育園などの施設整備のほか、「家庭的保育」などさまざまな手法による保育により、待機児童解消と共に保育の質の確保も図ります。
- ③ 「放課後児童クラブ(学童クラブ)」や「地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)」などのさまざまな子育て支援策を充実します。

支給認定について

- 新制度では、施設(幼稚園、保育園、認定こども園)や地域型保育の利用を希望する保護者の方に、利用のための認定(保育の必要性の認定)を受けていただきます。認定の区分は3つとなっており、認定に応じて利用できる施設などが異なります。

支給認定区分		対象となる子ども	利用できる 主な施設・事業
1号認定	教育標準 時間認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園 認定子ども園
2号認定	満3歳以上 保育認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病など により、家庭での保育が困難な子ども	保育園 認定子ども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病など により、家庭での保育が困難な子ども	保育園 認定子ども園 地域型保育

支給認定申請の流れ(1号認定の場合)



- 支給認定申請書を港区に提出します。
- 申請を受け、1号認定の認定証を交付します。

支給認定の有効期間

1号認定の有効期間は、認定を受けてから小学校就学前までを基本とします。

# ● 書類の提出について ●

「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」に必要事項を記入の上、提出してください。  
 ※ 認定証の発行後、申請内容に変更が生じた場合は教育長室までご連絡ください。

※ 保護者の住民登録が、令和5年1月1日に港区にない場合は、令和5年度住民税課税・非課税証明書をご提出ください。

## 申請書に記載する個人番号（マイナンバー）の利用について

- 子ども・子育て支援法に関連する事務は、個人番号（マイナンバー）を利用します。手続きにあたり、世帯状況や税情報の確認のため、必要となります。
- なりすましなどの不正を防止するため、申請者のマイナンバーが正しいかどうかの「番号確認」と、申請者ご本人であるかどうかの「本人確認」を行います。
- 「番号確認」と「本人確認」のため、次の証明書等の写しをご提出ください。なお、確認書類は申請者本人のみ必要です。（配偶者や子どもの分は不要）

申請者の個人番号	番号確認	本人確認
個人番号カードを持っている場合	・個人番号カード（表面と裏面）	
個人番号カードを持っていない場合（※次のいずれか）	・マイナンバーが記載されている住民票の写し	・運転免許証 ・パスポート ・障害者手帳 ・在留カード、特別永住者証明書など

### 【問い合わせ先】

〒105-8511 港区芝公園 1-5-25

港区教育委員会事務局教育推進部教育長室教育総務係

TEL 03-3578-2701

(4~8月)